

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	区立保育園・子ども園における一斉メール配信業務の委託について
----	--------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：子ども家庭部保育課）

事業の概要

事業名	区立保育園・子ども園における一斉メール配信
担当課	保育課
目的	区立保育園・子ども園から、防犯、防災及び行事等に関する緊急情報等を保護者へ一斉に提供することにより、子どもの安全を確保するとともに、円滑な保育園・子ども園の運営に資することを目的とする。
対象	区立保育園・子ども園に在籍する園児の保護者
事業内容	<p>区立保育園・子ども園では、在園児の保護者への防犯等に関する情報発信として、しんじゅく安全・安心情報ネット（警察・学校・地域等から入手した不審者情報等を登録したメールアドレスに配信するサービス）を活用しながら、各園の事情に応じて必要な場合には、電話連絡を行っている。</p> <p>しかし、感染症の流行や異常気象の発生の影響で、直前になって行事を中止しなければならない事例が近年になって増えているなど、より迅速かつ円滑に情報を伝達する必要性が高まっている。また、電話連絡については、保護者から仕事中は電話に出られないといった意見が寄せられている。こうした状況を受け、区立保育園・子ども園において一斉メール配信システムを導入することとする。</p> <p>保護者は、園児が在籍する保育園 ID（セキュリティコード）が記載された登録内容を各保育園・子ども園から受け取り、携帯電話、スマートフォン及びパソコンから指定のメールアドレスにメールを送信し、折り返しメールに添付された URL をクリックして、①園名及びクラス名、②園児氏名、③保護者氏名を入力する。この際、メールアドレスは自動的に登録されシステム登録は完了する。</p> <p>各保育園・子ども園では、園長及び園長が使用を認めた職員が区イントラネット PC（情報システム課管理）を使用し、インターネットを通して管理者専用サイトにアクセスし、文章を作成して保護者へメール送信するほか、退園に伴う登録者の削除等登録情報の管理を行う。</p> <p>委託先は、サイトの管理、メール配信システムによる登録者情報の収集、記録及び保管、登録者からの問い合わせ対応、メール配信、サーバーの管理を行う。</p> <p>なお、新宿区立幼稚園、小・中学校においては、一斉メール配信業務の委託を開始しており（平成 27 年度第 8 回及び令和元年度第 4 回本審議会了承事項）、本事業においても、同様の仕組みを導入するものである。</p> <p>※…登録件数は、5,000 件程度を見込む。</p> <p>※…区立保育園・子ども園一斉メール配信システムに係る個人情報の流れについては、資料 50-1 のとおり</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託
(第14条第1項)・・・報告事項

件名 区立保育園・子ども園における一斉メール配信業務の委託について

保有課(担当課)	保育課
登録業務の名称	区立保育園・子ども園における一斉メール配信
委託先	未定(プライバシーマーク取得事業者を入札競争により決定する。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【区立保育園・子ども園に在籍する園児の保護者のうち、配信を希望する保護者に係る情報項目】 保護者氏名、園児氏名、保育園・子ども園名、保育園・子ども園クラス名、保護者メールアドレス、配信内容
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(委託先のシステム及びサーバー)
委託理由	区立保育園・子ども園における一斉メール配信の維持管理には、専門知識及びノウハウが必要であるため。
委託の内容	1 サイトの管理 2 メール配信システムによる登録者情報の収集、記録及び保管 3 登録者からの問い合わせ対応 4 メール配信 5 サーバー管理
委託の開始時期及び期限	令和2年4月1日から令和3年3月31日(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 配信内容や配信の判断基準等を「一斉メール配信システム運用基準」に規定し、各保育園・子ども園に対し周知及び確実な運用を図る。 3 委託先については、プライバシーマークの認定を受け、適切に個人情報を取り扱い管理する体制がある者であることを契約条件に付す。 4 システム登録者数やメール配信状況を確認できるようにする。 5 各園におけるメール配信システムの管理者及び取扱者を新宿区保育課に届出を行わせる。 6 各園長は、パスワードを定期的に変更する。 7 配信するメール内容には、個人情報を記載しない。 【システム上の対策】 1 サイトにアクセスする区イントラネットPC(情報システム課管理)は、FW/IPS/IDS等不正アクセス防止、ウェブフィルタリングソフト導入、ウイルス/スパイウェア対策導入、多要素認証(ユーザID/パスワード/顔認証)、ユーザID毎のアクセス制御、ログ管理・操作履歴管理等のセキュリティ対策を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	【運用上の対策】 1 収集した個人情報は、不要になったとき及び業務終了後に削除させる。区は削除報告書の提出を受け、必要な場合は区職員が立入検査を行う。

【システム上の対策】

- 1 登録処理、管理者専用サイト等個人情報に関する通信は、データを暗号化して行わせる。
- 2 収集した個人情報へのアクセスを制御させる。
- 3 管理者専用サイトへのアクセスは、ID及びパスワードによるログイン環境を設定させる。
- 4 不正アクセス、改ざん及び遮断を防止するために、ファイアウォールやコンピュータウイルス対策ソフトを設置し、改ざん検知や遮断対策を行わせる。
- 5 サーバー等設備機器は入退室管理がシステムにより管理され、24時間監視体制が確保されている場所に設置させる。また、サーバーラックごとに専用の鍵により施錠を行わせる。
- 6 サーバーは複数台設置し、災害時等でも安定的な運用を確保させる。
- 7 ユーザー毎の操作履歴を記録し、管理させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。